

6.日本スポーツ振興センターの

災害共済給付制度について

学校生活の中や決められた通学路など（学校管理下）においての災害で病院にかかった場合、医療費の一部が支給される制度です。治療に必要な金額（総医療費）が5,000円以上の場合が対象となるため、窓口での請求金額が1,500円未満の場合は、市町村の乳幼児医療費給付制度を利用してください。

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）申請の流れ

